

# 3 税の優遇措置で、立地を後押しします!!

## 国税（法人税）

詳細は、お問合せください！  
(税務署) ※過疎法の優遇措置は対象外

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置														
半島 振興法	① 製造業・旅館業 <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>新增設の設備等</th> </tr> <tr> <td>～1,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～5,000万円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	新增設の設備等	～1,000万円	500万円以上	1,000万円～5,000万円	1,000万円以上	5,000万円～	2,000万円以上	<table border="1"> <tr> <th>対象資産</th> <th>割増償却(5年間)</th> </tr> <tr> <td>機械等</td> <td>普通償却限度額×32%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>普通償却限度額×48%</td> </tr> </table>	対象資産	割増償却(5年間)	機械等	普通償却限度額×32%	建物等	普通償却限度額×48%
	資本金額	新增設の設備等														
～1,000万円	500万円以上															
1,000万円～5,000万円	1,000万円以上															
5,000万円～	2,000万円以上															
対象資産	割増償却(5年間)															
機械等	普通償却限度額×32%															
建物等	普通償却限度額×48%															
地域未来 投資 促進法	② 観光関連農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上  製造業・情報通信関連・観光関連産業など 2,000万円以上	<p>● 選択適用(初年度のみ)</p> <table border="1"> <tr> <th>対象資産</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> <tr> <td>機械等</td> <td>取得価額×40%</td> <td>取得価額×4%</td> </tr> <tr> <td>上乗せ要件を 満たす場合</td> <td>取得価額×50%</td> <td>取得価額×5%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>取得価額×20%</td> <td>取得価額×2%</td> </tr> </table>	対象資産	特別償却	税額控除	機械等	取得価額×40%	取得価額×4%	上乗せ要件を 満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%	建物等	取得価額×20%	取得価額×2%		
対象資産	特別償却	税額控除														
機械等	取得価額×40%	取得価額×4%														
上乗せ要件を 満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%														
建物等	取得価額×20%	取得価額×2%														

## 県税（不動産取得税・事業税）

詳細は、お問合せください！  
(県大隅地域振興局)

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置								
過疎法	① 製造業・旅館業※ <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <td>～5,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～1億円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	取得価額	～5,000万円	500万円以上	5,000万円～1億円	1,000万円以上	1億円～	2,000万円以上	● 課税免除 (3年間)
	資本金額	取得価額								
～5,000万円	500万円以上									
5,000万円～1億円	1,000万円以上									
1億円～	2,000万円以上									
② 農林水産物等販売業・情報サービス業等※ 500万円以上 ※資本金5,000万円以上は、「新增設のみ」対象										
半島 振興法	① 製造業・旅館業 <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <td>～1,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～5,000万円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	取得価額	～1,000万円	500万円以上	1,000万円～5,000万円	1,000万円以上	5,000万円～	2,000万円以上	● 不均一課税 (3年間)
	資本金額	取得価額								
～1,000万円	500万円以上									
1,000万円～5,000万円	1,000万円以上									
5,000万円～	2,000万円以上									
② 農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上										
地域未来 投資 促進法	製造業・情報通信関連・観光関連産業など ① 地域経済牽引事業計画の県による承認、国の確認 ② 地域経済牽引事業に供する家屋・構築物 + 家屋・構築物の敷地である土地 合計額が1億円以上 ※農林漁業関連業種は、5,000万円以上	● 課税免除 (3年間) ※不動産取得税のみが対象 ※家屋は、事務所等の部分は除く。								

## 市税（固定資産税）

工事中工前に申請が必要です。  
詳細は、お問合せください！

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置								
過疎法	① 製造業・旅館業※ <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <td>～5,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～1億円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	取得価額	～5,000万円	500万円以上	5,000万円～1億円	1,000万円以上	1億円～	2,000万円以上	● 課税免除 (3年間)
	資本金額	取得価額								
～5,000万円	500万円以上									
5,000万円～1億円	1,000万円以上									
1億円～	2,000万円以上									
② 農林水産物等販売業・情報サービス業等※ 500万円以上 ※資本金5,000万円以上は、「新增設のみ」対象										
半島 振興法	① 製造業・旅館業 <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <td>～1,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～5,000万円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	取得価額	～1,000万円	500万円以上	1,000万円～5,000万円	1,000万円以上	5,000万円～	2,000万円以上	● 不均一課税 (3年間)
	資本金額	取得価額								
～1,000万円	500万円以上									
1,000万円～5,000万円	1,000万円以上									
5,000万円～	2,000万円以上									
② 農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上										
地域未来 投資 促進法	製造業・情報通信関連・観光関連産業など ① 地域経済牽引事業計画の県による承認、国の確認 ② 地域経済牽引事業に供する家屋・構築物 + 家屋・構築物の敷地である土地 合計額が1億円以上 ※農林漁業関連業種は、5,000万円以上	● 課税免除 (3年間) ※家屋は、事務所等の部分は除く。								

御社の立地を  
お待ちしております  
おられます！



最新情報は  
コチラ↓



— お問合せ先 —

志布志市役所 港湾商工課 企業立地推進係

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 TEL 099-472-1111  
HP <http://www.city.shibushi.lg.jp> E-mail [kigyouritti@city.shibushi.lg.jp](mailto:kigyouritti@city.shibushi.lg.jp)

そのほかの優遇措置をご紹介します！

国税（法人税）

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置															
地方 再生法	<p>&lt;オフィス減税&gt; 業種は問わない</p> <p>①地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の県による認定 ※特定業務施設：事務所、研究所(工場内施設含む)、研修所など</p> <p>②</p> <table border="1"> <tr> <th>資本金額等</th> <th>新增設の設備等</th> </tr> <tr> <td>～1億円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円～</td> <td>2,500万円以上</td> </tr> </table>	資本金額等	新增設の設備等	～1億円	1,000万円以上	1億円～	2,500万円以上	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> <tr> <td>移転型</td> <td>25%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>拡充型</td> <td>15%</td> <td>4%</td> </tr> </table> <p>措置対象：建物、建物付属設備、構築物</p>	種別	特別償却	税額控除	移転型	25%	7%	拡充型	15%	4%
	資本金額等	新增設の設備等															
～1億円	1,000万円以上																
1億円～	2,500万円以上																
種別	特別償却	税額控除															
移転型	25%	7%															
拡充型	15%	4%															
	<p>&lt;雇用促進税制&gt; ・事業主都合の離職者無し</p> <p>(注) ・増加雇用者が転勤者の場合は減額 (-10万円) ・非正規雇用者は対象外 ・法人全体の雇用者増加数が上限</p>	<p>●移転型 ・雇用者増加数1人当たり <b>最大90万円/人</b>を税額控除 (最大50万円(注) + 上乗せ分40万円)</p> <p>・上乗せ分は<b>最大3年間継続</b> ※オフィス減税との併用可能</p> <p>●拡充型 ・雇用者増加数1人当たり <b>最大30万円/人</b>(注)を税額控除</p>															

県税（不動産取得税・事業税）

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置								
地方 再生法	<p>業種は問わない</p> <p>①地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の県による認定 ※特定業務施設：事務所、研究所(工場内施設含む)、研修所など</p> <p>②1,900万円以上 ※資本金1億円超の法人は、3,800万円以上</p>	<p>●移転型 <b>課税免除</b> (事業税は3年間)</p> <p>●拡充型 <b>不均一課税</b> (事業税は3年間)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>初年度</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>第2年度</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>第3年度</td> <td>0.875%</td> </tr> </table>	年度	税率	初年度	0.50%	第2年度	0.75%	第3年度	0.875%
年度	税率									
初年度	0.50%									
第2年度	0.75%									
第3年度	0.875%									

市税（固定資産税）

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置																											
地方 再生法	<p>業種は問わない</p> <p>①地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の県による認定 ※特定業務施設：事務所、研究所(工場内施設含む)、研修所など</p> <p>②1,900万円以上 ※資本金1億円超の法人は、3,800万円以上</p>	<p>●移転型 <b>課税免除 (3年間)</b></p> <p>●拡充型 <b>不均一課税 (3年間)</b></p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>初年度</td> <td>0.14% (1/10)</td> </tr> <tr> <td>第2年度</td> <td>0.35% (1/4)</td> </tr> <tr> <td>第3年度</td> <td>0.70% (1/2)</td> </tr> </table>	年度	税率	初年度	0.14% (1/10)	第2年度	0.35% (1/4)	第3年度	0.70% (1/2)																			
年度	税率																												
初年度	0.14% (1/10)																												
第2年度	0.35% (1/4)																												
第3年度	0.70% (1/2)																												
生産性 向上 特別 措置法	<p>①中小事業者※のうち、 先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)</p> <p>②生産性向上に資する指標が旧モデル比で 年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上/10年以内)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)</li> <li>◆器具備品(30万円以上/6年以内)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上/14年以内)</li> </ul> <p>③生産・販売活動等の用に直接供されるもので、中古資産でないこと</p>	<p>●<b>課税免除 (3年間)</b></p> <p>※『中小事業者等』の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種分類</th> <th colspan="2">中小企業等経営強化法第2条第1項の定義</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">政令指定業種</td> <td>ゴム製品製造業*</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*自動車又は船舶修理業、タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く</small></p>	業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義																												
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																											
製造業その他	3億円以下	300人以下																											
卸売業	1億円以下	100人以下																											
小売業	5千万円以下	50人以下																											
サービス業	5千万円以下	100人以下																											
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下																										
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																										
	旅館業	5千万円以下	200人以下																										